

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA) の17年度年度計画について

平成17年4月20日
宇宙航空研究開発機構

説明者: 経営企画部長 小沢秀司

1. 目的

17年度JAXA年度計画の概要について述べる。

2. 基本的な考え方

信頼性向上のための取組みを継続するとともに、独立行政法人評価の結果等を受けて、より一層の統合効果が発揮できる体制の整備、新しいJAXAを目指した改善活動の実施、及び将来に向けた取組みを行う。

3. 業務運営の効率化

- JAXA全体のシステムエンジニアリング能力強化、専門技術力の強化、プロジェクトマネジメントの改善を図るための具体的な業務プロセス、手法及び体制の構築への取組み。
- 職員の意識改革・意識向上を目指し、機構を挙げた活動(One-JAXA運動)を展開。
- JAXA長期ビジョンについて内外の広範な議論や検討を開始し、将来のJAXAの具体的計画に資する。

4. 打上げ等

➢ H-IIAロケットにより、陸域観測技術衛星(ALOS)を打ち上げる。



【防災・危機管理】

DRTSとの衛星間通信を活用しつつ観測を実施し、観測データを用いた利用研究及び災害状況の把握に資するデータの提供準備を実施するとともに、国際災害チャーターの要請に対応した運用を行う。

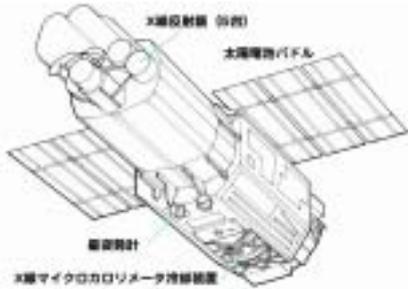
【資源管理】

地図作成、土地利用及び植生分布等に資するデータ提供準備を行う。また、関係省庁(農林水産省、国土交通省等)との連携の下、衛星データの利用を促進する。

➢ 運輸多目的衛星新2号機、情報収集衛星光学2号機の受託打上げを想定。



➤M-Vロケットにより、X線天文衛星 (ASTRO-EII)、赤外線天文衛星 (ASTRO-F)を打ち上げる。



【宇宙科学研究】

○高エネルギー天文学研究分野の研究
科学衛星「ASTRO-E II」の打上げ及び軌道上運用

○赤外・サブミリ波天文学研究分野の研究
科学衛星「ASTRO-F」の飛翔モデルの開発及び打上げ

➤ドニエプルロケットにより、光衛星間通信実験衛星 (OICETS)と小型副衛星 INDEXを打ち上げる。



【光衛星間通信】

欧州宇宙機関 (ESA) の先端型データ中継技術衛星 (ARTEMIS) との光衛星間通信実験を行い、静止軌道／低軌道衛星間の捕捉、追尾及び指向技術等の光衛星間通信技術を実証する。

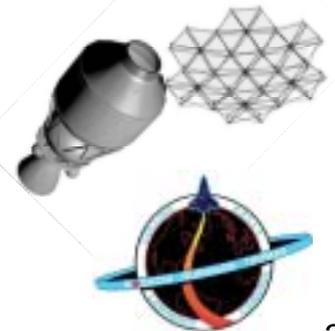
【先端的研究】

先端的工学機器の軌道上実証及びオーロラ観測を目的として INDEXを打ち上げる。

➤大型展開アンテナ部分小型モデル (LDREX-2)を用いた軌道上事前実証の実施。

➤小型超音速実験機 (ロケット実験機) 実験の実施。

➤シャトル打上げ再開ミッション (STS-114) に野口宇宙飛行士が搭乗



5. 数値目標 ()内は16年度目標値

➤共同研究件数	400件(370件)
➤若手研究者の受け入れ・育成	80人(80人)
➤人材交流	150人(150人)
➤特許出願数	110件(100件)
➤施設設備供用	50件(45件)
➤研究・技術報告	100報(100報)
➤ホームページ	23000頁(23000頁) 400万アクセス／月(400万アクセス／月)
➤講師派遣	200件(200件)

以上

(参考1)年度計画の位置づけ

独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、これを主務大臣に届け出て公表することが、独立行政法人通則法にて義務付けられている。

○独立行政法人通則法

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 業務運営の効率化に関する事項
- 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(参考2)今後の打上げ計画

	平成17年度	平成18年度(※)	平成19年度(※)
H-IIA	<p>△ 陸域観測技術衛星 (ALOS)</p> <p>△(受託打上げ想定) 運輸多目的衛星新2号 (MTSAT-2)</p> <p>△(受託打上げ想定) 情報収集衛星 光学2号機</p>	<p>△ 技術試験衛星 型 (ETS-)</p> <p>△ 月周回衛星 (SELENE)</p> <p>△(受託打上げ想定) 情報収集衛星 レーダー2号機</p>	<p>△ 温室効果ガス 観測技術衛星 (GOSAT)</p> <p>△ 超高速インターネット衛星 (WINDS)</p> <p>△ H-Aロケット 能力向上型</p>
M-V	<p>△ 第23号科学衛星 (ASTRO-E II) X線天文観測</p> <p>△ 第21号科学衛星 (ASTRO-F) 赤外線天文観測</p>	<p>△ 第22号科学衛星 (SOLAR-B) 太陽観測</p>	
その他	<p>△ 光衛星間通信実験衛星 (OICETS) 及び 小型副衛星 INDEX</p> <p>△ LDREX-2</p>	<p>△ LNG推進系 飛行実証プロジェクト-1</p>	<p>△ LNG推進系 飛行実証プロジェクト-2</p> <p>△△△ JEMモジュール</p>

※18年度以降の計画については、必要な予算措置が講じられるとともに、プロジェクト開発が順調に進捗することを前提としており、今後の見直しによって変更がありうる。